

我孫子市議会政務活動費の取り扱いに関する基準

平成14年2月25日
議会運営委員会決定

1 政務活動費は次の経費に使用することができる。

(1) 研究研修費

- ・議員が研究会、研修会を開催するために必要な経費
(例) 会場費、講師謝礼等
- ・議員が他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費

(例) 出席者負担金・会費、交通費、旅費、宿泊費等

※研究会、研修会のため出張するときは、出張届(様式第1号)を7日前までに議長に届け出ること。

※研究・研修を行ったときは、出張者は速やかに出張報告書(様式第2号)を作成し、議長に報告する。報告書(控)を保管する。

※出張旅費については、我孫子市議会議員の議員報酬等に関する条例第6条に規定する相当額とし、旅費内訳書(様式第3号)を作成する。

※航空運賃については、実費とする。ただし、出張報告書提出時に搭乗チケットを提示する。

※タクシーについては、出張先において公共交通機関がない場合、または公共交通機関を利用することが困難な場合でなければならない。

※政党等が主催する研修会・研究会への参加は除く。

※参加が認められる研究会等の年会費を支払った場合は、その会の規則等を添付する。

(2) 調査旅費

- ・議員の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費

(例) 交通費、旅費、宿泊費、駐車料、視察先への土産代等

※調査研究のために出張するときは、出張届（様式第1号）を議長に届け出ること。出張調査については、調査項目を具体的に明記し、30日前までに事務局に申し出ること。

※出張調査を行ったときは、出張者は速やかに出張報告書（様式第2号）を作成し、議長に報告する。報告書（控）を保管する。

※出張旅費については、我孫子市議会議員の議員報酬等に関する条例第6条に規定する相当額とし、旅費内訳書（様式第3号）を作成する。

※航空運賃については、実費とする。ただし、出張報告書提出時に搭乗チケットを提示する。

※タクシーについては、出張先において公共交通機関がない場合、または公共交通機関を利用することが困難な場合でなければならない。

(3) 資料作成費

- ・議員の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費

(例) 消耗品費、印刷製本費、翻訳料、事務機器購入費・リース料等

※事務機器をリースした場合は、リース契約書を添付する。

(4) 資料購入費

- ・議員の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費

(例) 書籍・新聞・CD-ROM等の購入代金（送料含む）等

※図書を購入した場合は、政務活動費図書台帳（様式第4号）

に記載する。

(5) 広聴費

- ・議員が市民からの市政に対する要望、意見を吸収するための会議等に要する経費

(例) 会場費、印刷費、茶菓子代等

※会議等の茶菓子の費用は、500円以内（1人1回）とする。

※会議開催等の連絡費用（はがき・切手購入費、電話・FAX料の通信費）は除く。

(6) その他の経費

- ・上記以外の経費で議員の行う調査研究活動に必要な経費

*備品を購入及びリースした場合は、政務活動費備品台帳（様式第5号）に記載し、管理保管する。

*備品とは、概ね以下のものとする。パソコン、テープレコーダー、複写機、ファックス、机、椅子、書庫等

*通信費は、インターネット開設費（契約料・工事費等）、インターネット接続料（接続料・プロバイダー料・モデム又はターミナルアダプターレンタル料）

2 政務活動費は、次の経費に使用することができない。

(1) 交際費的な経費

(例) 慶弔、餞別、寸志、病氣見舞、慶弔電報、広告料、パーティー券購入、年賀状（購入及び印刷代）

(2) 政党活動に関する経費

(例) 党費、党大会賛助金、党大会参加費

(3) 飲食等に関する経費

(例) 宴会費、懇親会費、食事代

(4) 選挙活動に関する経費

(例) 選挙に関わる一切の経費

(5) 議員個人に関する経費

(例) 市政調査研究を目的としない議員個人のために支出する経費

- 3 条例第7条第1項に規定する収支報告書については、支出の内容を明確にするため、項目別に支出明細書（様式第6号）を作成するとともに、領収書を貼付し報告書に添付する。
- 4 条例第7条第2項の規定により領収書等に代える書類は、次のとおりとする。
 - (1) やむを得ない事由により領収書等を徴することができない支出（様式第7号）
 - (2) 旅費の支出（旅費内訳書）
 - (3) インターネット接続料の支出（1月分の請求明細書）
- 5 政務活動費は専用口座を開設し、通帳の管理をする。

附 則

この基準は、平成14年4月1日から適用する。

【改正経過】

1. 平成23年12月から「名刺印刷代（年間300枚程度）」を経費として使用できる項目から削除
2. 条例改正（平成25年2月28日条例第2号）に伴い、平成25年3月から「政務調査費」を「政務活動費」に名称変更